

令和3年第4回定例委員会

- 1 日 時 令和3年2月24日(水) 10時30分から11時15分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 五十嵐正信
委員 野村有信
委員 臼井祐一
事務局 長
担当部長
選挙課 長
広報啓発担当課 長
書記 4名

4 議 事

議 案

- 1 東京都選挙管理委員会公印規程の一部改正について
- 2 東京都選挙執行規程の一部改正について
- 3 令和3年秋の藍綬褒章受章候補者の決定について

そ の 他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委員 長	<p>ただ今から令和3年第4回定例委員会を開会いたします。</p> <p>お手元に、令和3年第3回定例委員会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。本日は、3件の議案を予定しております。</p> <p>なお、本日の議案第3号は、個人情報を含んでいることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。</p>
委 員	異議なし
委員 長	<p>御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。</p> <p>それでは、議案第1号 東京都選挙管理委員会公印規程の一部改正について、事務局より説明を求めます。</p>
事 務 局	《議案第1号について説明》
委員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	なし
委員 長	現行規定の横書きの公印は作成していなかったということですか。
事 務 局	経過措置で従前の公印を使用していましたので、横書きの公印は作成していませんでした。
委員 長	押印廃止の流れがありますが、この投票用紙用の公印はどうなりますか。
事 務 局	投票用紙については、現時点では廃止いたしません。投票用紙は印刷しておりますので、実務的な影響はありません。
委員 長	投票用紙は印刷なのですね。公印を改正するからといって経費がかかるということではないということではないですね。
事 務 局	公印を改正することで、これまで両面印刷だったものが片面印刷になりますので、経費は削減される見込みです。
委員 長	わかりました。他に御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。
委 員	異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号 東京都選挙執行規程の一部改正について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案第2号について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 候補者・政治団体等からの届出書等について、様式から印の表示を削除し、届出の際に本人確認書類の提示等を行う旨等の備考を追加、とありますが、押印させずに本人確認する手続きになるということですか。

事務局 おっしゃるとおりです。

委員長 これは手続きが返って煩雑になるということはないですか。

事務局 例えば立候補届出などは、対面で受付をするため、この改正で手続きが煩雑になるということはないと考えております。

委員長 押印の手間が省けるだけ、という理解で良いでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりです。

委員長 様式の注意書きに追加する文のただし書はどのような意味ですか。

事務局 「署名その他の措置がある場合はこの限りではない」旨の記載がありますが、これは押印の義務は廃止するものの、押印がある場合はその他の措置があるものとして本人確認書類は必要ないということになります。

委員 本人確認はマイナンバーカードで行うことになるのですか。

事務局 マイナンバーカードが一番確実かと思いますが、必ずしもマイナンバーカードというものではありません。

委員長 押印があれば本人確認は必要ない、というのは大丈夫なのでしょう。

事務局 押印の義務を廃止するというものなので、本人確認は今後もやっていくということになるかと思えます。

委員 私も実際にこれまでいろいろ手続きをしてきまして、今までは形式的に印を押してあればいいということやってきたところもあるかもしれませんが、今

後はそれを簡素化していくという趣旨だと理解しましたがそれでよろしいですか。

事務局 おっしゃるとおりです。なお、様式のただし書の書きぶりについては、国が改正したものから引いたものでございます。

委員長 様式の一覧を見ると、押印を存続するものもあるようですが、なぜ残すのですか。

事務局 選挙事務所標札など都選管が公式に候補者等へ渡すものについては、現段階では押印を残した方がいいという考えでございます。また、民事訴訟規則など他の法令で署名押印といった規定があるために廃止できないといったものもございます。

委員長 基本的には廃止し、どうしても必要な場合だけ残したという大きな枠組みで理解すればよろしいですか。

事務局 おっしゃるとおりです。

委員長 わかりました。他に御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。次回の定例委員会は、3月10日に開催することといたします。これより非公開審議に入ります。